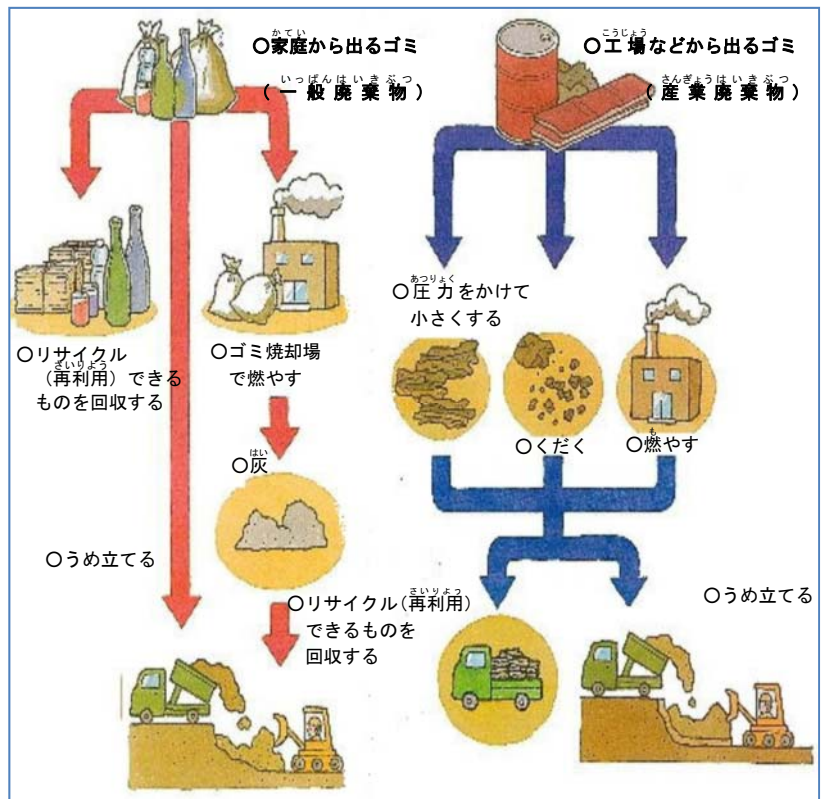


青森県と岩手県の^{さかい}境に捨てられた産業廃棄物について

■ 廃棄物の処理

廃棄物は、家庭から出る廃棄物（一般廃棄物）と工場などから出る廃棄物（産業廃棄物）に分けられます。

産業廃棄物は、わたしたちの生活や自然に悪いことが起こらないように、許可を受けた会社が集めて運び、決められた場所でもやしたりうめ立てたり、リサイクル（再利用）できるものを回収するなど、決まりを守って、きちんと処理しなければなりません。



(環境副読本「まもろう みんなの地球 わたしたちのふるさと」より)

■ 産業廃棄物が捨てられた場所

きちんと産業廃棄物を処理するにはお金がかかります。ところが、ある会社がお金をかけたくなくて、決まりを守らずに産業廃棄物をたくさん捨ててしまいました。

その場所は青森県と岩手県にまたがっていて、広さは両県合わせて約27ヘクタールです。



■捨てられた廃棄物の種類と量

青森県側には、約11ヘクタールの広さの土地に、

- ①木の皮に廃棄物を混ぜて作った肥料のようなもの(堆肥様物とよんでいます。)
- ②廃棄物を燃やした後の灰やもえ残り(焼却灰とよんでいます。)
- ③下水や工場から出る汚れた泥など(汚泥とよんでいます。)
- ④プラスチックなどの廃棄物を固めてつくったRDFという燃料を真似て作ったもの(RDF様物とよんでいます。)

などが捨てられていました。

片づけなければならない廃棄物などの量は約79万立方メートルにのぼりました。



堆肥様物



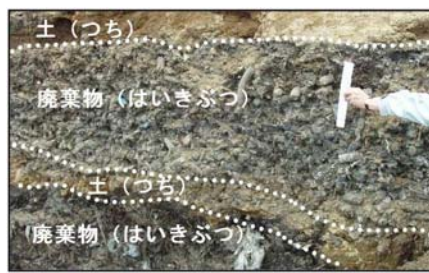
焼却灰



RDF様物



元々の地面の一部に穴を掘り捨てていました。



廃棄物と土が重なっています。

青森県側の場所は、もともとは谷のような地形でしたが、廃棄物を埋めてはその上に土をかぶせるということを繰り返しているうちに、谷が平らになってしまいました。土をかぶせたのは、廃棄物が捨てられている事を見つけられないようにするためでした。

■廃棄物が埋まっていることによる心配

これらの廃棄物の中には、私たちの生活や自然に害があるものが含まれていました。

そのような廃棄物が土の中に埋まっていると、しみ込んだ雨水が廃棄物に触れて汚れた水になってしまいます。

もしも、その汚れた水が流れて川に入れば、川の周りに住んでいる人たちの健康に悪いことが起こるかもしれないという心配がありました。それは、川の水を水道水のもととして使ったり、田んぼなどで農業用水として使っているからです。また、川の周りの自然に悪いことが起こるかもしれないという心配もありました。

■汚れのようす

水や空気や土などについて、私たちの健康や環境を安全に保つために、守ることが望ましい目安を環境基準といいます。

青森県も岩手県も、この現場の中の水や空気の汚れがどのくらいになっているのか、それから、現場の周りの水や空気が汚れていないかどうかを調べました。

その結果、現場の中では環境基準を超える汚れがありましたが、現場の外側では環境基準を超える汚れはないことがわかりました。

■青森県が行ったこと

青森県では、私たちの生活や自然に悪いことが起こらないようにすることが最も大事なことだと考え、現場の外側に汚れが広がらないようにしながら、廃棄物などを全部運び出して片づけることにしました。

そのためには、とてもたくさんのお金がかかり、県民や国民の税金があてられます。

また、運び出さなければならない廃棄物などの量がとても多かったので、平成16年に廃棄物などを運び出しはじめてから、9年もの間ずっと片づけを続け、平成25年によく全部を運び出し終わりました。

①現場の外側に汚れが広がらないよう工夫したこと



(平成24年6月撮影)



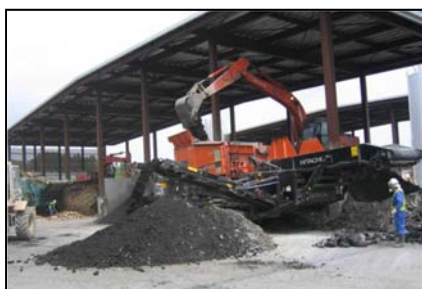
ごみを片づける前の現場
(平成12年10月)



ごみを片づけていた頃の現場
(平成25年7月)

②現場に埋まっていた廃棄物の処理

現場に埋まっていた廃棄物は、処理しやすいように機械で大きさごとに分けたあと、トラックに積みこみました。運び出すときは、廃棄物が飛んだりこぼれたりしないように、荷台にピッタリとふたをすることができる特別なトラックを使い、タイヤや車体に付いた汚れをきれいにあらってから、廃棄物を処理する所に向かいました。主に、青森市、八戸市、東通村にある処理施設やセメント工場、三戸町とむつ市にある埋立施設へ廃棄物を運んで処理しました。



廃棄物を大きさごとに分ける機械
(廃棄物選別ヤード)



廃棄物の積みこみ
(廃棄物選別ヤード)



トラックをあらう所
(洗車設備)

処理施設やセメント工場ではとても高い温度で燃やすため、私たちの健康に害のあるものは無くなります。また、廃棄物を燃やしてできたものの多くは、セメントの原料や道路の材料になってリサイクル（再利用）されます。



廃棄物を運ぶトラックの例

(この写真は荷台のふたを開いた状態です。)

☆どうやって廃棄物をリサイクルするのでしょうか？

現場の廃棄物の中には、セメントを作るときの原料になる粘土に含まれているものと同じ成分が含まれています。これに高い熱を加えることによりセメントの原料としてリサイクル（再利用）できます。

また、廃棄物を燃やすと灰ができますが、その灰にとっても高い熱を加えると灰が溶けてドロドロになります。それが冷えて固まったものをスラグといい、道路を作るときの材料に利用したりします。

☆汚れた水はどうやって

きれいにするのでしょうか？

廃棄物が捨てられた現場から浸み出す汚れた水は、現場の下にある浸出水処理施設に送られます。

浸出水処理施設では、水の中の汚れを集めて沈めたり、汚れの成分を微生物に食べさせたり、汚れた水を特別な膜に通して汚れを取ったり、活性炭で吸着して汚れを取ったり、様々な方法を使って水をきれいにしています。

平成25年12月に廃棄物などをすべて片づけ終わりましたが、現場の地下にはまだ汚れた水が残っています。施設での処理のほか、現場の汚れた水をきれいな水に置き換える取り組みも続けてきました。その結果、施設で処理しなくても川に流せる安全な水となったため、令和4年度に施設を取り壊しました。



しんしゅつすいしよりにしせつ たてももの
浸出水処理施設の建物



しんしゅつすいしよりにしせつ ないぶ
浸出水処理施設の内部

■会社の責任と青森県の責任

汚れが周りに広がらないようにすることや、廃棄物を片づけたりすることは、本当は決まりを守らずに廃棄物を運んだり捨てたりした会社がしなければならないことですが、その会社が無くなってしまったりしてできないため、青森県が代わりに片づけることになりました。

廃棄物を出した会社や工場にも責任があります。会社や工場が廃棄物を出すときは、廃棄物を運ぶための手続きをしたり、廃棄物を処理する許可を受けた会社をお願いしなければならないなどの決まりがあるからです。

青森県は、廃棄物を出した会社や工場がこの決まりを守っていたかどうか書類で調べたり、その会社や工場から話を聞いたりして、決まりを守っていなかったことがはっきりしたときは、出した分の廃棄物を片づけるのに必要な費用を出させています。

廃棄物を出した会社や工場の中には、自分が廃棄物の処理をお願いした会社が、決まりを守らずに廃棄物を捨てたことで、青森県民に迷惑をかけたとの思いから、廃棄物を片づけるための費用を自分から出したり、廃棄物を自分たちで運び出した会社もあります。

たくさんの廃棄物が捨てられてしまったことについては、青森県にも責任があります。それは、廃棄物を捨てた会社に対する態度や調べ方が甘かったこと、警察と十分に協力しなかったこと、県庁の中で十分に協力しなかったことなどです。このため、この会社が廃棄物を捨てていた頃の県の職員は厳しく注意されました。

■再び廃棄物が捨てられないようにするために

青森県は、たくさんの廃棄物が捨てられてしまったことを反省し、こうしたことがまた起きないように、次のようにしました。

- ①廃棄物の処理に関係する会社をきちんと調べ、決まりを守っていない会社は決まりを守るように改めさせる。
- ②廃棄物の処理を指導する職員が、日頃から気をつけて仕事をする。
- ③県庁の他の部局や警察とよく協力する。
- ④県や市町村、廃棄物の処理を行う会社やそれに関係する団体が協力して決まりを守らずに廃棄物を捨てることのないようにする組織（不法投棄撲滅青森県民会議）を作りました。

■皆さんも考えてみてください。

- ・皆さんが生活する中で、出すごみを少なくするにはどうしたら良いでしょうか。
- ・ごみはきちんと分別すれば、トイレットペーパーや服の材料などに再利用できます。ほかに、ふだんの生活の中で、どのようなものが再利用されているのでしょうか。
- ・みなさんが生活する中で、水を汚さないためにはどうしたら良いでしょうか。
- ・エネルギーを節約するには、どのようなことに気をつけたら良いでしょうか。
- ・決まりを守らずにごみを捨てることをなくするには、どうしたら良いでしょうか。

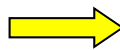
☆廃棄物を全部片づけた後の現場☆

現場の廃棄物を全部片づけると、元の大きな谷地形になります。



■廃棄物を片づける前の現場の様子

(平成14年ごろ)



■廃棄物を全部片づけた後のイメージ

青森県は、廃棄物を全部片づけた後の現場をどのようにすれば良いかを決めるため、県民から意見を聞いたり、全国から提案を募集したりしました。

これらをもとに、平成22年3月に「青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画」を作りました。その内容は、

- ①現場に木を植えて、自然を取りもどすこと
- ②地域が発展するように、現場を十分に利用する方法を考えること
- ③これまで取り組んできたことなどを資料に残し、みんなに見せて利用できるようにすること、などです。

県では、この計画にもとづき、県民植樹祭を開催したり、ホームページで情報を発信したりしています。